平成２２年（フ）第６７１０号
大阪市旭区中宮３丁目６番11号
債務者　新葉のり子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７４８号
大阪府東大阪市中新開２丁目13番35号モアライフ706号
債務者　寺田真貴子（旧姓西上）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８７７号
大阪府門真市末広町27番13―102号
債務者　黒瀬　陽子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９６６号
大阪府豊中市春日町３丁目８番１号
債務者　宮脇　清記
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９９３号
大阪府高槻市津之江町１丁目36番４号
債務者　松原　卓也
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７００１号
大阪府八尾市垣内２丁目１番地の６
債務者　矢野　和栄（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０６７号
大阪市淀川区西三国１丁目34番３号
債務者　辻田　大輔
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０８５号
大阪市平野区長吉長原東２丁目３番20号　マツダハイツ202
債務者　岡﨑　美佳
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１７４号
大阪市住之江区中加賀屋２丁目12番５―503号
債務者　川田久美子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１７６号
大阪府大東市野崎１丁目29番１号　クローバーハイツ201号
債務者　氷川　哲也
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２００号
大阪府寝屋川市春日町８番９号
債務者　楠　　清史
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２０５号
大阪府東大阪市荒本西３丁目４番45号
債務者　佐藤　良子（旧姓福永）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２０９号
大阪府八尾市南久宝寺１丁目13番地の１　フレグランス豊明201号
債務者　野路　信一
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２２０号
大阪市東淀川区大道南２丁目18番４号　メゾンドール晶201号
債務者　矢田　真希
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２２８号
大阪府大東市諸福５丁目17番46号
債務者　荒井やよみ
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３号
北海道北見市朝日町１番地28
債務者　山崎さつき
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
北海道北見市田端町30番地22
債務者　稲富由美子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
北海道北見市寿町４丁目２番12―207号
債務者　真貝　　愛
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係